

議案第 63 号

松阪市コミュニティセンター条例の一部改正について

松阪市コミュニティセンター条例（令和 4 年松阪市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 5 月 30 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

松阪市コミュニティセンター条例（令和 4 年松阪市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「利用者は」の次に「、他の条例に定めのある場合を除き」を加える。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

名称	位置
第一地区コミュニティセンター	松阪市殿町 1310 番地 2
幸地区コミュニティセンター	松阪市殿町 1198 番地 2
第二地区コミュニティセンター	松阪市垣鼻町 633 番地
第四地区コミュニティセンター	松阪市鎌田町 656 番地
神戸地区コミュニティセンター	松阪市垣鼻町 1461 番地 8
徳和地区コミュニティセンター	松阪市上川町 263 番地 3
東地区コミュニティセンター	松阪市清生町 533 番地
朝見地区コミュニティセンター	松阪市大宮田町 209 番地 4
櫛田地区コミュニティセンター	松阪市豊原町 1118 番地 1
漕代地区コミュニティセンター	松阪市早馬瀬町 279 番地 2
伊勢寺地区コミュニティセンター	松阪市深長町 905 番地

阿坂地区コミュニティセンター	松阪市小阿坂町 3315 番地
宇気郷地区コミュニティセンター	松阪市柚原町 38 番地
西黒部地区コミュニティセンター	松阪市西黒部町 713 番地 32
東黒部地区コミュニティセンター	松阪市垣内田町 1 番地 1
機殿地区コミュニティセンター	松阪市六根町 885 番地 2
大石地区コミュニティセンター	松阪市小片野町 2304 番地 9
茅広江地区コミュニティセンター	松阪市茅原町 575 番地
射和地区コミュニティセンター	松阪市射和町 586 番地 3
橋西地区コミュニティセンター	松阪市川井町 772 番地 10
港地区コミュニティセンター	松阪市大平尾町 629 番地 1
松ヶ崎地区コミュニティセンター	松阪市松崎浦町 738 番地 1
花岡地区コミュニティセンター	松阪市大黒田町 1235 番地 2
松尾地区コミュニティセンター	松阪市丹生寺町 605 番地
大河内地区コミュニティセンター	松阪市大河内町 796 番地
嬉野宇気郷地区コミュニティセンター	松阪市嬉野小原町 587 番地
中郷地区コミュニティセンター	松阪市嬉野宮野町 43 番地 5
豊地地区コミュニティセンター	松阪市嬉野下之庄町 330 番地 1
中川地区コミュニティセンター	松阪市嬉野中川町 927 番地
豊田地区コミュニティセンター	松阪市嬉野須賀町 1655 番地
中原地区コミュニティセンター	松阪市嬉野田村町 425 番地
米ノ庄地区コミュニティセンター	松阪市久米町 926 番地
天白地区コミュニティセンター	松阪市曾原町 872 番地

鵜地区コミュニティセンター	松阪市星合町 6 番地 1
小野江地区コミュニティセンター	松阪市小野江町 380 番地 1
宮前地区コミュニティセンター	松阪市飯高町宮前 704 番地 2
川俣地区コミュニティセンター	松阪市飯高町七日市 850 番地
森地区コミュニティセンター	松阪市飯高町森 1410 番地
波瀬地区コミュニティセンター	松阪市飯高町波瀬 148 番地

別表第 2（第 8 条関係）

その 1 嬉野宇気郷地区コミュニティセンター

区 分	使用時間	使用料		
		グラウンド	体育館	陶芸室
午 前	午前 8 時 30 分から 正午まで	1,320 円	1,230 円	820 円
午 後	午後 1 時から 午後 5 時まで	1,320 円	1,350 円	820 円
夜 間	午後 6 時から 午後 9 時まで	—	1,320 円	1,230 円

陶芸室のガス使用料は実費負担とする。

その 2 中郷地区コミュニティセンター

区 分	使用時間	使用料	
		グラウンド	体育館
午 前	午前 8 時 30 分から 正午まで	1,320 円	1,230 円
午 後	午後 1 時から 午後 5 時まで	1,320 円	1,350 円
夜 間	午後 6 時から 午後 9 時まで	2,640 円	1,320 円

その3 豊地地区コミュニティセンター

区分	使用区分			
	午 前 午前 9 時から 正午まで	午 後 午後 1 時から 午後 5 時まで	夜 間 午後 5 時から 午後 9 時まで	終 日 午前 9 時から 午後 9 時まで
集会室	2,470 円	2,970 円	3,660 円	7,420 円
研修室 (1)	930 円	1,020 円	1,020 円	1,850 円
研修室 (2)	1,000 円	1,110 円	1,110 円	2,020 円
会議室 (1)	1,180 円	1,350 円	1,350 円	2,740 円
会議室 (2)	1,220 円	1,400 円	1,400 円	2,890 円
調理実習室	1,340 円	1,570 円	1,850 円	3,390 円

その4 中川地区コミュニティセンター

区分	午 前	午 後	夜 間	午前午後	午後夜間	全 日
室名	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
大集会室	3,630 円	3,960 円	4,450 円	5,440 円	5,770 円	8,250 円
会議室	1,320 円	1,480 円	1,810 円	2,140 円	2,470 円	3,300 円
ミーティング ルーム	1,060 円	1,190 円	1,120 円	1,730 円	1,730 円	2,260 円
多目的利用室	1,260 円	1,460 円	1,360 円	2,140 円	2,260 円	3,070 円
調理室	1,420	1,670 円	1,650 円	2,680 円	2,680 円	3,690 円

	円					
和室A	1,140 円	1,300 円	1,220 円	1,940 円	1,940 円	2,580 円
和室B	1,140 円	1,300 円	1,220 円	1,940 円	1,940 円	2,580 円

その5 豊田地区コミュニティセンター

区分	使用区分			
	午 前 午前 9 時から 正午まで	午 後 午後 1 時から 午後 5 時まで	夜 間 午後 5 時から 午後 9 時まで	終 日 午前 9 時から 午後 9 時まで
多目的ホール	2,470 円	2,970 円	3,610 円	7,420 円
研修室 (1)	910 円	1,030 円	1,030 円	1,960 円
研修室 (2)	910 円	1,030 円	1,030 円	1,960 円
会議室	1,080 円	1,250 円	1,250 円	2,640 円
調理室	1,240 円	1,470 円	1,850 円	3,290 円
研修室 (3)	1,230 円	1,450 円	1,450 円	3,230 円

その6 その他地区コミュニティセンター（他の条例等で定めのある地区コミュニティセンターは除く。）

区 分	使用時間	使用料			
		大会議室	調理室	小会議室	和室
午 前	午前 8 時 30 分 から 正午まで	2,560 円	1,120 円	1,210 円	1,530 円
午 後	午後 1 時から 午後 5 時まで	2,640 円	1,280 円	1,380 円	1,650 円
夜 間	午後 6 時から 午後 9 時まで	2,200 円	960 円	1,040 円	1,310 円

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 その1からその5までに定めのない使用料については、その6に定める額とする。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定及びこれに係る手続その他この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行日の前日までに、この条例による廃止前の松阪市地区市民センター条例（平成17年松阪市条例第28号）、松阪市中川コミュニティセンター条例（平成17年松阪市条例第251号）、松阪市豊地農耕センター条例（平成17年松阪市条例第252号）及び松阪市豊田農村集落センター条例（平成17年松阪市条例第253号）並びに改正前の松阪市公民館条例（平成17年松阪市条例第247号）の規定によりなされた施行日以後の地区市民センター、松阪市中川コミュニティセンター、松阪市豊地農耕センター、松阪市豊田農村集落センター及び地区公民館利用に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(松阪市地区市民センター条例の廃止)

- 4 松阪市地区市民センター条例は、廃止する。

(松阪市中川コミュニティセンター条例の廃止)

- 5 松阪市中川コミュニティセンター条例は、廃止する。

(松阪市豊地農耕センター条例の廃止)

- 6 松阪市豊地農耕センター条例は、廃止する。

(松阪市豊田農村集落センター条例の廃止)

- 7 松阪市豊田農村集落センター条例は、廃止する。

(松阪市公民館条例の一部改正)

- 8 松阪市公民館条例の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名称及び位置

名称	位置
松阪市松阪公民館	松阪市船江町 1392 番地 27
松阪市狹師公民館	松阪市町平尾町 513 番地

松阪市嬉野公民館	松阪市嬉野町 1429 番地 1
松阪市三雲公民館	松阪市曾原町 872 番地
松阪市飯南公民館	松阪市飯南町横野 848 番地
松阪市飯高公民館	松阪市飯高町七日市 850 番地

別表第 2（第 5 条及び第 7 条関係）

その 1 松阪市松阪公民館

使用区分	使用時間	使用料			
		講座室 和室 創作室	調理室	ホール	摘要
午前	午前 9 時から 正午まで	1,870 円	2,230 円	4,020 円	倉庫を使用 する場合 は、月額 490 円（1 m ² 当 たり）を徴収 する。
午後	午後 1 時から 午後 5 時まで	2,180 円	2,660 円	5,050 円	
夜間	午後 6 時から 午後 9 時まで	1,870 円	2,230 円	4,020 円	

その 2 その他公民館（他の条例等で定めのある公民館は除く。）

使用区分	使用時間	使用料			
		大会議室	調理室	小会議室	和室
午前	午前 8 時 30 分から 正午まで	2,560 円	1,120 円	1,210 円	1,530 円
午後	午後 1 時から 午後 5 時まで	2,640 円	1,280 円	1,380 円	1,650 円
夜間	午後 6 時から 午後 9 時まで	2,200 円	960 円	1,040 円	1,310 円